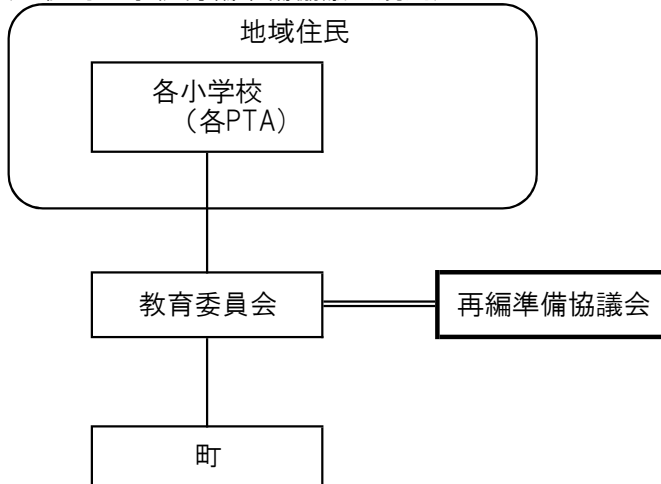


小学校再編に係る組織・体系図

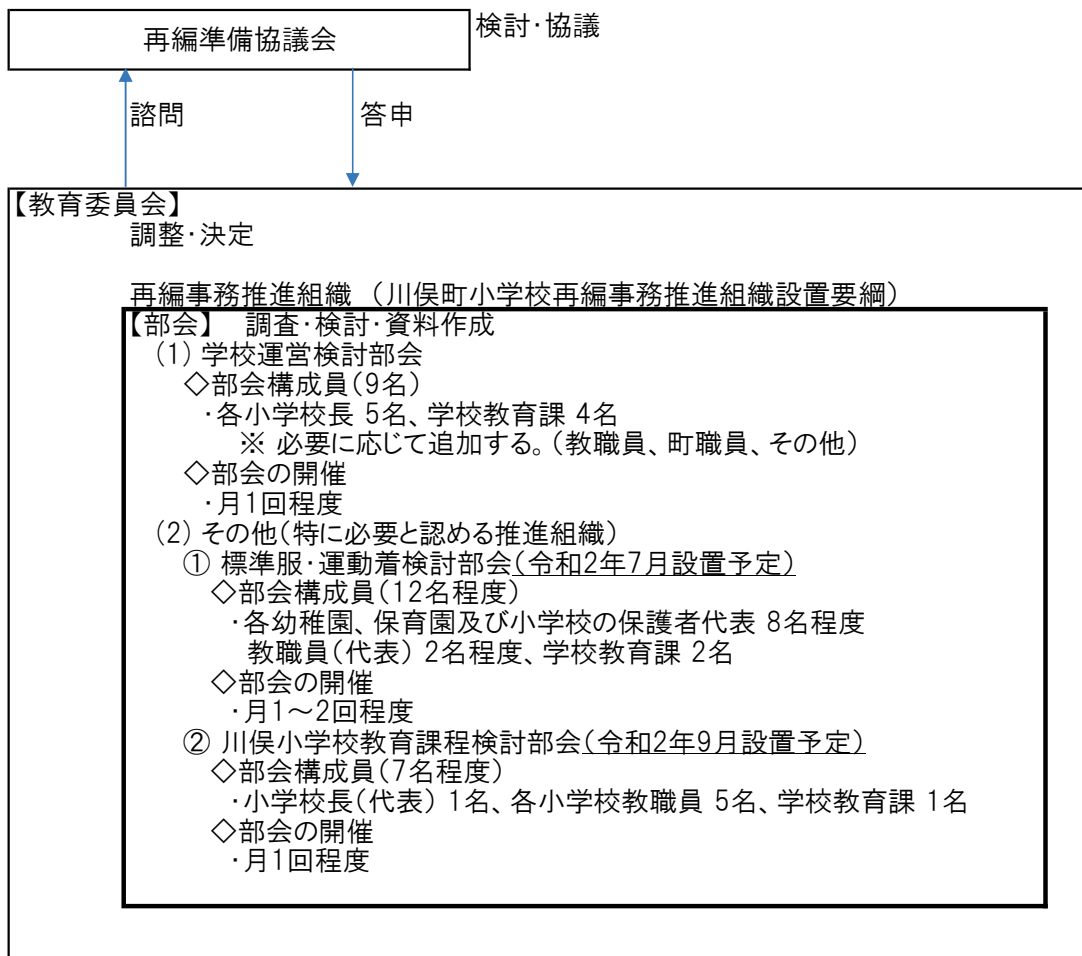
令和2年6月改定

1 再編準備協議会の設置

- 教育委員会の附属機関として設置する。
(川俣町小学校再編準備協議会規則)



2 事案検討の流れ



令和元年 1 2 月 2 6 日

川俣町小学校再編事務推進組織設置要綱

(設置)

第 1 条 小学校の再編に向けた諸課題の調査、検討及び資料作成等を円滑に推進するため、川俣町小学校再編事務推進組織（以下、「推進組織」という。）を設置する。

(設置する推進組織)

第 2 条 推進組織は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校運営検討部会
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める推進組織

(所掌事項)

第 3 条 推進組織は、次に掲げる事項について協議、検討及び資料作成等を行う。

- (1) 教育課程等の学校運営に関すること。
- (2) 登下校及びスクールバス等に関すること。
- (3) 施設改修及び学校備品等に関すること。
- (4) 学校運営協議会（ＣＳ）に関すること。
- (5) その他再編に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 推進組織は、教職員及び学校教育課職員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 推進組織に、部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、推進組織を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進組織は、教育委員会教育長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進組織の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進組織の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 2 6 日から施行する。